

令和3年度  
第4回さいたま市国民健康保険  
運営協議会

協議・報告事項

資 料

令和3年12月16日(木)  
ときわ会館 5階大ホール

# 目 次

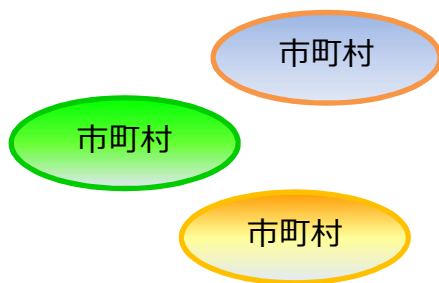
- (1) 令和4年度の国民健康保険税率等の  
見直しについて（諮問）・・・・・・・・・ 1
- (2) その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

## 協議・報告事項

- (1) 令和4年度の国民健康  
保険税率等の見直しに  
ついて（諮問）

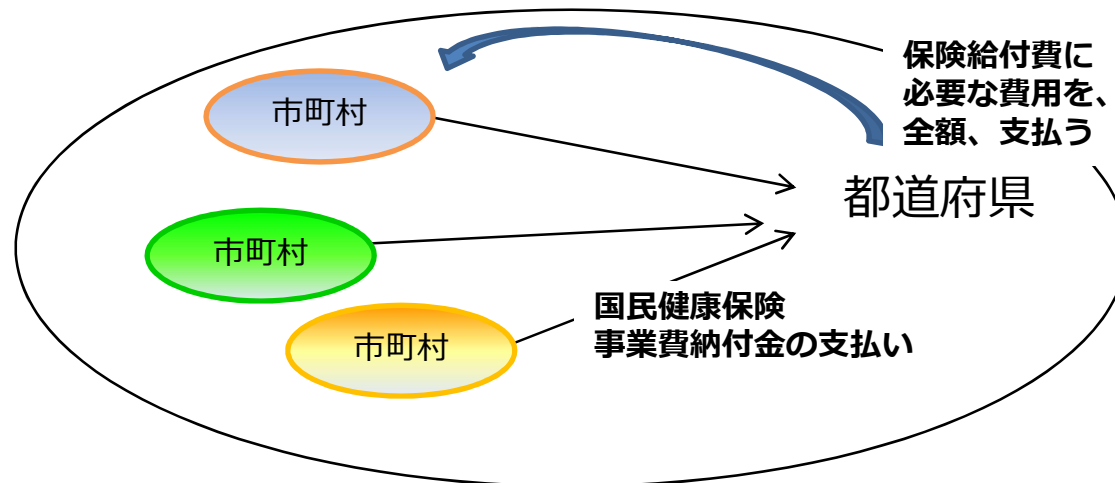
# 1 国民健康保険税の賦課徴収

【平成29年度まで】  
市町村が個別に運営



さいたま市で必要となる  
**保険給付費等に充てるため  
国民健康保険税を賦課徴収**  
する。

【平成30年度から】  
都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割  
埼玉県国民健康保険運営方針を策定



埼玉県で必要となる保険給付費等を賄うため県内の市町村は埼玉県に国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という）を納める。

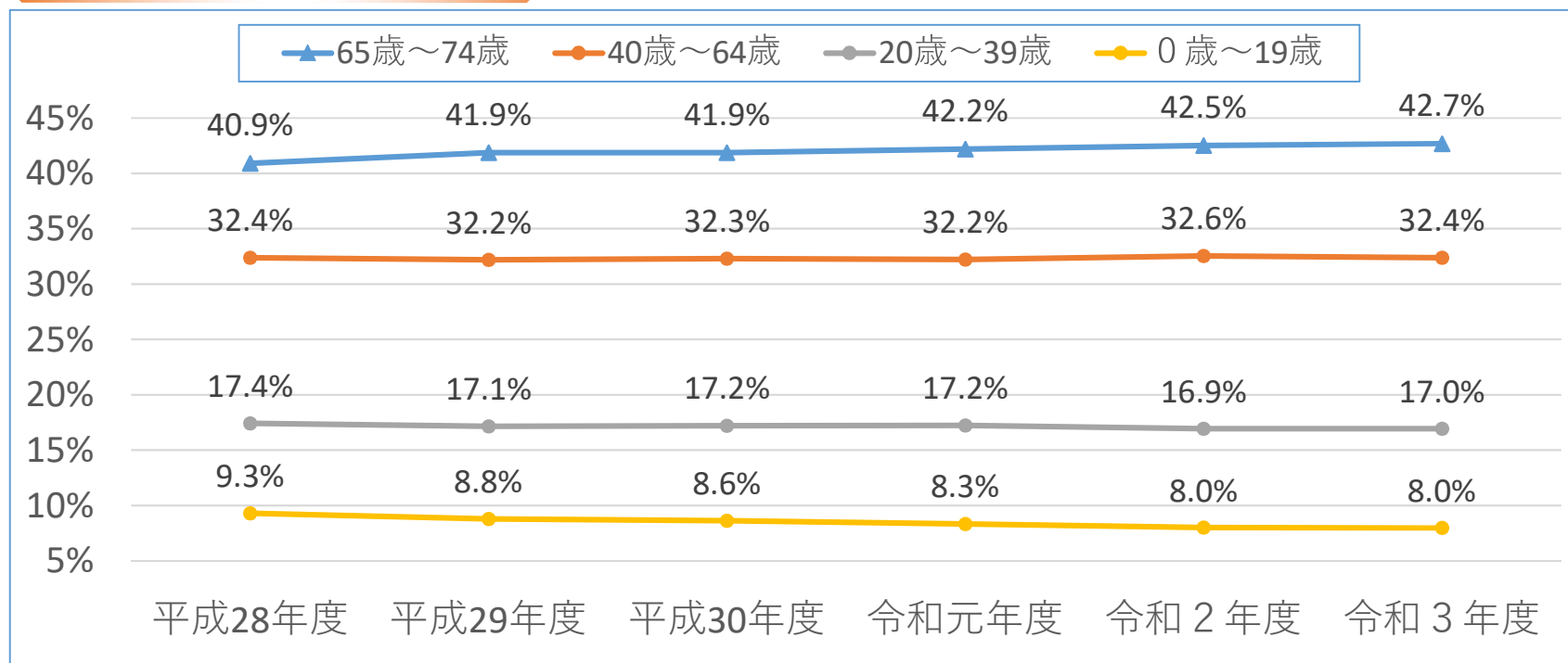
さいたま市は、**納付金の支払いに充てるため国民健康保険税を賦課徴収**する。

県から示される納付金の増減により税率を見直す

## 2 さいたま市国民健康保険の現状

### (1) 被保険者の状況

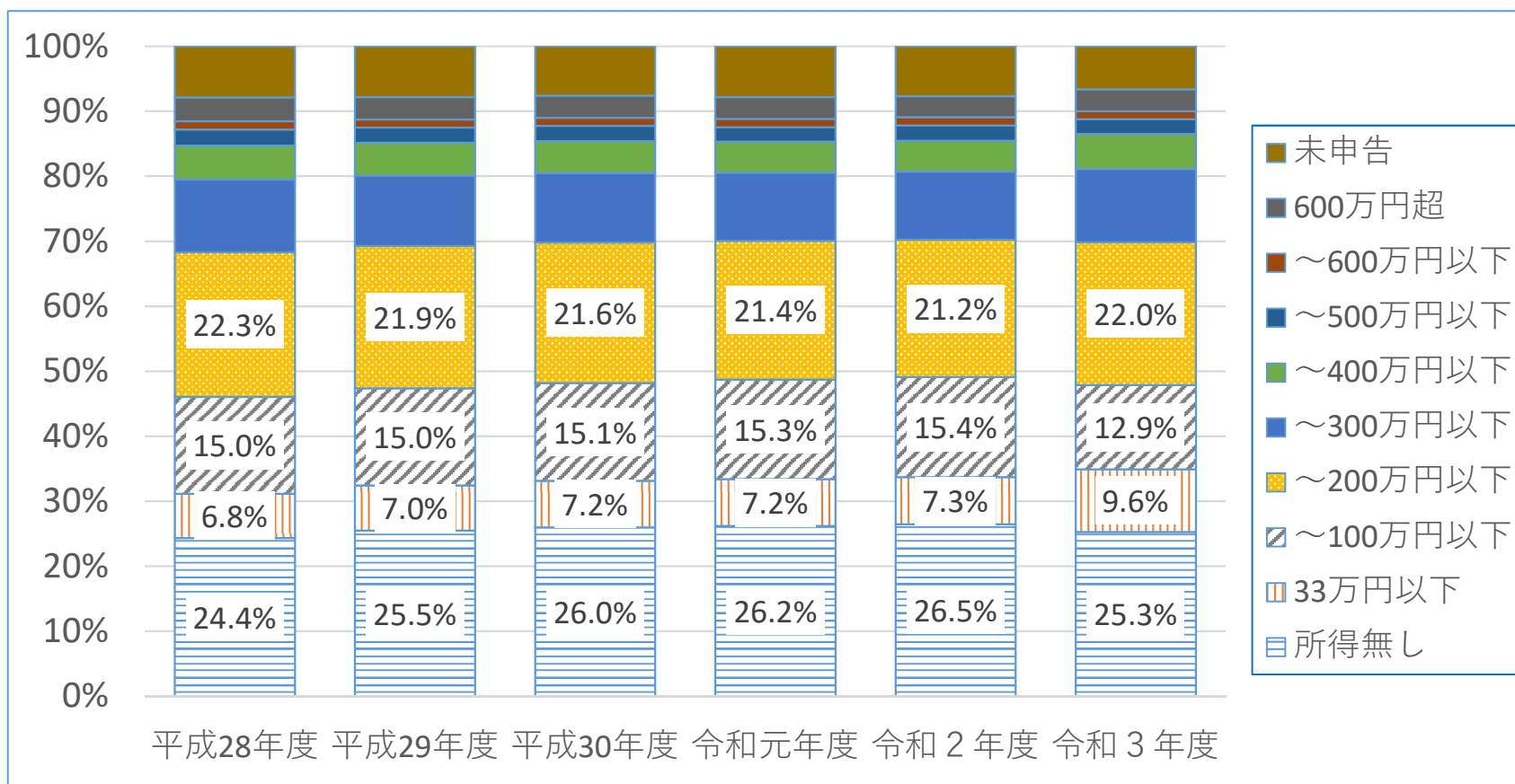
#### ①被保険者の年齢構成



※「さいたま市の国民健康保険」より。  
※各年度、年度末現在。令和3年度は10月末現在。

➤ 65歳以上の被保険者の割合が多い傾向が続いている。

## ②所得階層別世帯割合



※各年度、7月当初課税時の世帯で算出。令和3年度から33万円以下は43万円以下に読み替えます。

- 加入世帯の約半数は所得100万円以下。(令和3年度当初課税：47.8%)  
(約7割が200万円以下。令和3年度当初課税：69.8%)  
(参考：令和2年度：100万円以下…49.2% 200万円以下…70.4%)

### ③被保険者数別世帯所得状況

＜令和3年度 当初課税時＞

世帯内 被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	構成比 (%)	世帯平均所得 (円)
1	101,301	101,301	65.3%	787,658
2	40,098	80,196	25.8%	2,112,947
3	9,348	28,044	6.0%	2,872,462
4	3,392	13,568	2.2%	3,531,215
5	844	4,220	0.5%	3,999,230
6	179	1,074	0.1%	4,356,559
7以上	63	465	0.0%	8,603,097

＜参考：前年度＞

構成比 (%)	世帯平均所得 (円)
64.6%	983,435
26.0%	2,355,197
6.3%	3,205,059
2.4%	4,117,257
0.6%	4,492,396
0.1%	4,670,758
0.0%	7,335,208

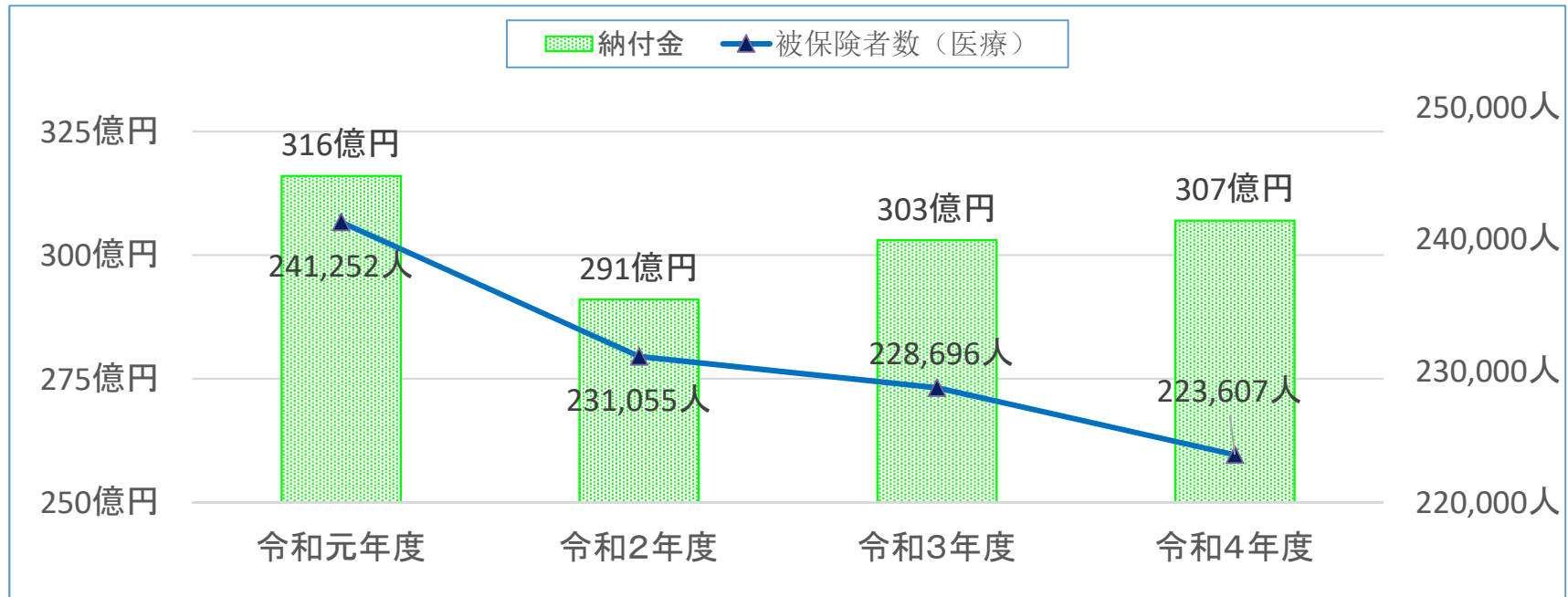
※令和3年度、7月当初課税時の世帯で算出。

- 約9割の世帯は被保険者数が2人以下（令和3年度当初課税：91.1%）  
（参考：令和2年度：90.6%）

高齢者と所得が少ない方の割合が多い状態が続いており、さいたま市国民健康保険事業の財政運営は厳しい状況となっている。



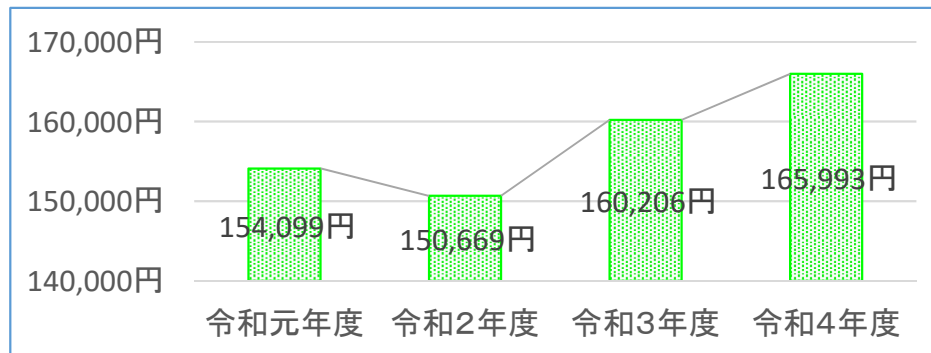
## (2) 納付金の状況



※ 各年度、秋の試算（仮算定）の内容。

※ 納付金は、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の各納付金の合計額。

### <参考：被保険者一人当たり>



➤ 令和4年度は前年度と比較し一人当たりの納付金が増加。  
(5,787円の増)

※医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の各納付金額を対象被保険者で除した額の合計額。

## 令和4年度の納付金

単位：千円

	令和3年度 (当初予算)	令和4年度 (見込)	増減 (R4-R3)
納付金	30,295,500	30,719,300	423,800
保険税※1	23,654,001	22,995,271	▲658,730
国・県支出金	544,192	566,821	22,629
諸収入等	564,745	435,677	▲129,068
法定一般会計繰入	4,090,248	4,280,869	190,621
法定外一般会計繰入 (決算補填等以外の目的 【赤字解消・削減対象外】)	197,346	184,657	▲12,689
法定外一般会計繰入 「決算補填等目的 【赤字解消・削減対象】」※2	1,287,417	2,256,005	921,037
(市)基金繰入金	47,551		

＜参考：被保険者一人当たり＞

	納付金額	赤字額
令和3年度	160,206円	11,898円
令和4年度	165,993円	18,844円
増減(R4-R3)	5,787円	6,946円

※一人当たりの額は推計被保険者数で除した額

※1…令和4年度の保険税は、税率等を改正しなかった場合で積算。

※2…左表の赤字内が、埼玉県国民健康保険運営方針で定められている解消すべき赤字の額。

被保険者数は減少するものの納付金は、市町村ごとの医療費水準の調整が令和4年度から段階的に縮小するため約4億円の増加。

赤字額は、前年度と比較し約9億円増加し、約23億円となる見込み。この約23億円の赤字が税率等の見直し対象。

# 3 さいたま市国民健康保険赤字解消・削減方針

平成30年12月策定 さいたま市国民健康保険赤字解消・削減方針より

## ＜赤字解消・削減方針＞

国保財政の健全化を図るためには、赤字である法定外一般会計繰入金を解消する必要がある。赤字を解消するため、次の取組を実施する。

(1) 医療費及び保険給付の適正化の推進

(2) 国民健康保険税収納対策の実施

(3) 適正な保険税率等の設定

## 赤字解消に向けた取組み

### (1) 医療費及び保険給付の適正化の推進

- ① 「第3期さいたま市国民健康保険特定健康診査等実施計画」及び「第2期さいたま市国民健康保険保健事業実施計画（第2期データヘルス計画）」を確実に実施
- ② 第三者行為求償、不当利得に係る保険給付費の返還請求等を今後も更に推進

### (2) 国民健康保険税収納対策の実施

- ① 「さいたま市国民健康保険税収納対策基本方針」を年度毎に策定し実施
- ② 市税事務所開設により体制を強化し収納率の向上を目指す

### (3) 適正な保険税率等の設定

- ① 被保険者の負担増に配慮し、令和8年度まで段階的に保険税を引き上げ、赤字を解消

## 4 埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)

令和2年12月策定 埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)より

### (1)赤字削減・解消の目標年次

単年度での赤字の解消が困難と認められる場合は、収納率格差以外の保険税水準統一の目標年度の前年度である**令和8年度までに赤字を解消**する段階的な目標を設定することとします。

### (2)保険税水準の統一

- 保険税水準の統一の定義について、原則として同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることとします。
- 保険税水準の統一は、以下のとおり3段階に分けて進めることとします。
  - ① 納付金ベースの統一  
納付金の算定過程において医療費水準を反映しない。都道府県向けの公費を市町村単位ではなく県単位で計算する等、納付金額を算定するうえでは統一基準。(令和6年度)
  - ② **準統一**  
**収納率格差以外の項目を統一。(令和9年度)**
  - ③ 完全統一  
収納率格差を反映しない完全統一。(収納率格差が一定程度まで縮小された時点)

### (3) 応能応益割合

応能応益割合は、**約 53 : 47** とします。

### (4) 課税限度額

保険税水準の準統一の目標年度である令和9年度までに、課税限度額は、**課税年度時点で法で定めた上限額（法定限度額）を適用**となることを目指します。

### (5) 収納対策

現年度の目標収納率は、**91.0%以上**（被保険者数10万人以上の保険者）  
納期内納付を促進するため、口座振替納付の促進（原則化の推進等）、納付方法の拡充等に取り組みます。

# 5 子どもに係る均等割額の軽減措置の導入

## 軽減の趣旨について

- ・子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、子どもの均等割額保険税を軽減する。

## 軽減の内容について

- ・対象は全世帯の未就学児 約5, 200人
- ・当該未就学児に係る均等割額について、その5割を公費により軽減する。  
※所得要件なし
- ・影響額 約7, 300万円
- ・国・地方の負担割合  
国1/2、県1/4、市1/4
- ・施行時期 令和4年度課税分から

世帯別の未就学児の軽減割合

世帯	未就学児の軽減
7割軽減	8.5割軽減
5割軽減	7.5割軽減
2割軽減	6割軽減
軽減なし	5割軽減

地方としては 全国市長会等を通じ、対象の拡大を引き続き要望しています。

## 6 令和4年度の保険税率等の見直し

### (1) 解消すべき赤字額の内訳（税率等改正前）

単位：千円

合計	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分
2,256,005	359,962	908,360	987,683

### (2) 適正な保険税率等の設定

#### ① 課税限度額の引き上げ

- 納税義務者間の負担の衡平を図るため、課税限度額を令和4年度税制改正で改正される予定の法定限度額まで引き上げる。

（3月専決予定）

令和4年度	基礎課税分（医療分）	63万円	⇒	65万円
	後期高齢者支援金等分	19万円	⇒	20万円
	介護納付金分	17万円	⇒	据置き
	合計	99万円	⇒	102万円

#### ② 被保険者の負担増に配慮しつつ、適正な保険税率の設定を行う

- 保険税率の引き上げを行い赤字の一部を解消する。

### (3) 税率等の検討

#### ① 応能割合と応益割合

応能・応益割		標準 (県)	現行 (市)	改正後 (市)	差 (改正後－現行)
合計	応能割	52.46%	64.22%	62.82%	-1.40%
	応益割	47.54%	35.78%	37.18%	1.40%

- 応能割＝所得割 応益割＝均等割
- 埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）では、準統一の目標年度を令和9年度としており、令和9年度には応能：応益が約53：47となる。

【参考】 均等割引き上げ合計額の推移

今後の引上げ見込額

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	1年平均
均等割引き上げ合計額	600円	800円	800円	1,100円	2,900円	4,742円

※今後の引上げ見込額は、県標準保険料率と本市の改正後の税率との差額を、準統一される令和9年度までの5年で割って算出

- 応能割（所得割）を多く引き上げた場合、県標準との差が拡大。また、応益割（均等割）を引き上げた場合、所得が少なく被保険者の多い世帯に影響が出る。
- 令和3年度第3回運営協議会において、1年で調整する率は「1.87%」としていたが、均等割額が大きく引き上げになるため、引き上げ幅を調整し、今回調整する率は「1.40%」とします。



## ② 収納率

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する減免を実施しない予定のため、前々年度と比較し低下すると見込む。

➤ 現年収納率 92.25% (令和2年度92.93%)

## ③ 減免

- 低所得世帯に対する保険税負担は、法により負担軽減が図られている。
- 本市では既に条例により「所得減少減免」「生活困窮減免」を有している。
- 令和4年度から子どもに係る均等割額の軽減措置が導入される。
- 埼玉県において、令和9年度の保険税の準統一に合わせて、減免の統一に向けた検討が開始されており、県内市町村の現状の減免内容を基に、県内統一の基準を策定する予定。

- 令和4年度以降については、原則、新たな減免は行わないこととする。
- ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する減免の財政支援が令和4年度以降も行われる場合は実施する方向で検討する。
- 子どもに係る均等割保険料(税)の軽減措置等の対象者等の拡大について、2市長会(指定都市市長会・中核市市長会)から国に対し共同提言を実施することで国に要望している。

#### (4) 令和4年度の税率及び課税限度額

			現行	改正後	増分
基礎課税額 (医療分)	税率	所得割	7.51%	7.26%	-0.25%
		均等割	29,500円	30,900円	1,400円
	課税限度額		63万円	65万円	2万円
後期高齢者 支援金等課税額	税率	所得割	2.24%	2.42%	0.18%
		均等割	9,100円	9,900円	800円
	課税限度額		19万円	20万円	1万円
介護納付金課税額	税率	所得割	2.10%	2.17%	0.07%
		均等割	10,200円	10,900円	700円
	課税限度額		17万円	17万円	据え置き

※参考 埼玉県標準保険料率（令和4年度）

	合計	医療	支援	介護
所得割	11.90%	6.64%	2.44%	2.82%
均等割	75,409円	40,482円	14,434円	20,493円
改正後との差額（所得割）	0.05%	▲0.62%	0.02%	0.65%
改正後との差額（均等割）	23,709円	9,582円	4,534円	9,593円

## (5) 適正な保険税率等の設定による効果及び影響

### ① 「課税限度額引き上げ」の効果及び影響

- 税金等※ 約1億円増 ※保険税引き上げに伴う、公費負担の増も含む
- 影響世帯 約3,100世帯

### ② 「保険税率の引き上げ」の効果及び影響

- 税金等※ 約4.6億円増 ※保険税引き上げに伴う、公費負担の増も含む
- 影響世帯 約155,800世帯

## (6) 解消すべき赤字額の内訳（税率等改正後）

単位：千円

	合計	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分
改正前	2,256,005	359,962	908,360	987,683
改正後	1,687,410	327,079	456,022	904,309
後－前	▲568,595	▲32,883	▲452,338	▲83,374

【参考】「さいたま市国民健康保険 赤字解消・削減方針」赤字削減の目標値

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	23.0億円	22.5億円	21.2億円	18.4億円	14.6億円	10.2億円	5.2億円	-
改正後の赤字額	28.0億円	13.0億円	13.4億円	16.9億円				

- 税率改正を行っても残る赤字に対しては、基金(約9億円)を全額取り崩しつつ、一般会計からの法定外繰入金(約8億円)で賄う。
- 改正後の赤字額は、「さいたま市国民健康保険 赤字解消・削減方針」で定めた赤字削減の目標値より削減している。

# 7 (参考)モデルケースでの影響比較

## (1) 最も多い構成

<令和3年度 当初課税時>

世帯内 被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	構成比 (%)	世帯平均所得 (円)
1	101,301	101,301	65.3%	787,658
2	40,098	80,196	25.8%	2,112,947
3	9,348	28,044	6.0%	2,872,462
4	3,392	13,568	2.2%	3,531,215
5	844	4,220	0.5%	3,999,230
6	179	1,074	0.1%	4,356,559
7以上	63	465	0.0%	8,603,097

- 全世帯の内、約 9 割が被保険者数 2 人以内の世帯。
- 赤枠内が、最も多い構成。
- 年齢構成では、65歳～74歳が最も多い構成（3 ページ①被保険者の年齢構成参照）

※主のみ年金の収入あり。限度額は引き上げ後で算出。

※年金収入、所得は令和3年度の内容で算出。令和4年度は収入が同額として算出。

65歳 被保険者数 1 人  
公的年金等雑所得 787,658円  
(年金収入 1,887,658円)

65歳 被保険者数 2 人  
所得 2,112,947円 (主のみ)  
(年金収入 3,212,947円)

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
787,658円 (2割軽減)	65,600円	67,100円	1,500円

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
2,112,947円	241,100円	244,400円	3,300円

## (2) 介護納付金分を含んだ場合

### 40～64歳の被保険者 1 人

所得 (収入は、給与収入で算出)	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
43万円 (7割軽減)	14,500円	15,300円	800円
71.5万円 (5割軽減)	58,000円	59,500円	1,500円
95.0万円 (2割軽減)	100,500円	102,900円	2,400円
200万円 (収入 297万円)	234,700円	237,500円	2,800円
300万円 (収入 430万円)	353,200円	356,000円	2,800円
400万円 (収入 555万円)	471,700円	474,500円	2,800円
500万円 (収入 678万円)	590,200円	593,000円	2,800円
600万円 (収入 789万円)	708,700円	711,500円	2,800円
700万円 (収入 895万円)	827,200円	830,000円	2,800円

### 40～64歳の被保険者 2 人

所得 (収入は、給与収入で算出)	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
43万円 (7割軽減)	29,200円	30,900円	1,700円
100万円 (5割軽減)	116,200円	119,000円	2,800円
147万円 (2割軽減)	201,200円	205,900円	4,700円
約200万円 (収入 297万円)	283,500円	289,200円	5,700円
約300万円 (収入 430万円)	402,000円	407,700円	5,700円
約400万円 (収入 555万円)	520,500円	526,200円	5,700円
約500万円 (収入 678万円)	639,000円	644,700円	5,700円
600万円 (収入 789万円)	757,500円	763,200円	5,700円
約700万円 (収入 895万円)	876,000円	881,700円	5,700円

※主のみ給与の収入あり。限度額は引き上げ後で算出。

※給与収入、所得は令和3年度の内容で算出。令和4年度は収入が同額として算出。

### (3) 未就学児を含む世帯の場合

30代の被保険者2人と未就学児1人  
(介護納付金分を含まない世帯)

所得 (収入は、給与収入で算出)	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
43万円 (7割軽減)	34,600円	30,500円	-4,100円
128.5万円 (5割軽減)	141,200円	133,600円	-7,600円
199.0万円 (2割軽減)	244,600円	232,500円	-12,100円
200万円 (収入 297万円)	268,800円	253,900円	-14,900円
300万円 (収入 430万円)	366,300円	350,700円	-15,600円
400万円 (収入 555万円)	463,800円	447,500円	-16,300円
500万円 (収入 678万円)	561,300円	544,300円	-17,000円
600万円 (収入 789万円)	658,800円	641,100円	-17,700円
700万円 (収入 895万円)	756,300円	737,900円	-18,400円

40代の被保険者2人と未就学児1人  
(介護納付金分を含む世帯)

所得 (収入は、給与収入で算出)	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
43万円 (7割軽減)	40,700円	37,000円	-3,700円
128.5万円 (5割軽減)	169,300円	163,000円	-6,300円
199.0万円 (2割軽減)	293,600円	283,700円	-9,900円
200万円 (収入 297万円)	322,100円	309,700円	-12,400円
300万円 (収入 430万円)	440,600円	428,200円	-12,400円
400万円 (収入 555万円)	559,100円	546,700円	-12,400円
500万円 (収入 678万円)	677,600円	665,200円	-12,400円
600万円 (収入 789万円)	796,100円	783,700円	-12,400円
700万円 (収入 895万円)	914,600円	902,200円	-12,400円

※主のみ給与の収入あり。限度額は引き上げ後で算出。

※給与収入、所得は令和3年度の内容で算出。令和4年度は収入が同額として算出。

メモ

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



## 協議・報告事項

### (2) その他

## 令和3年度国民健康保険運営協議会日程

	日 時・会 場	内 容
	書面開催 令和3年5月	・令和3年度の国民健康保険事業について
	書面開催 令和3年9月	・令和2年度の国民健康保険事業の決算見込について ・新型コロナウイルス感染症による国民健康保険事業への影響について
	令和3年10月21日(木) 14:00~ ときわ会館5階 大ホール	・適正な保険税率等の設定について ・保険者努力支援制度について ・書面開催とした第1回・第2回の質問の回答について
	令和3年12月16日(木) 14:00~ ときわ会館5階 大ホール	・令和4年度の国民健康保険税率等の見直しについて
予備日	令和3年12月23日(木) 14:00~	

令和3年度の協議会は第4回で終了となります。